

顧問 太田 靈 順氏
労働問題担当者 並木重太郎氏
工場課長

人事係主任 石橋常太郎氏

外工場課員

資本金 金三千万圓(内拂込二千六百二十五萬圓)

工場數 十七(流山味淋工場を除く)

従業員 二、〇九二(流山味淋工場を除く)(昭和二年九月二十八日現在)

醬油生産高 二、九〇八、〇〇〇樽餘(自昭和元年四月至昭和二年三月)

一、四六一、〇〇〇樽餘(同上)

二、職工雇傭状態

職工を分ちて本工員と臨時工員とす

臨時工員とは多くは直接雇傭の内より所定の考査を経て採用せられたる者にして、本工員とは臨時工員に採用されてより少くも三ヶ月以上を経過し、將來工員として適當なることを確認されて本工員の辭令を交附せられたる者である。而して本工員に採用されたる者は所定の誓約書を差出し、こゝに正式に雇傭契約が結ばれるのである、然し契約期間は定めて居ない。

イ、募集及採用 從來職工を採用するには所謂親方の手より募集して居たのであるが、大正十三年以來會社は直接に

之を採用して居る、現在では工員志望者多く志願書が常に數百通も山積して居る状態であるので、缺員のある時、所定試験の上採用するのである。然し第十七工場には自轉車で往復の出来る範圍に居住の農家の子弟より醸造業には未経験なるこゝ、高等小學校卒業以上の學力ある者なるこゝ等の條件の下に志願者を募り、試験の上採用して居る。

ロ、勤続 當會社はもこ茂木高梨兩家の個人商店が合併して大正七年一月一日一會社を創立したのであるから、其當初より勤続してゐる者即ち三十年以上勤続の者も相當にある様であるが、正確な統計のないのを遺憾とする。

工員規定(就業規則)第六十七條工員勤続年數の計算は大正七年一月一日を以て起算日とす。明記してゐるので、左にそれ以來の勤続状態を掲げる(第十七工場を除く)

半年未滿	四人
一年未滿	二人
三年未滿	百二十五人
五年未滿	百十四人
八年未滿	四百十五人
十年未滿	百三十人
滿十年	二百二十四人
不明	三十人
平均五年八ヶ月餘	